

(届出先)土浦市長

届出者 住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)

電 話

不燃性一般廃棄物搬入届出書

土浦市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則第7条第2項の規定により、土浦市処理施設に搬入する不燃性一般廃棄物について、次のとおり届け出ます。

廃棄物の種類	(1) 空き缶・空き瓶	(7) 家具類(大部分がスチールでできているものに限る。) 机(脚)・椅子(脚)	
	(2) 乾電池		
	(3) ガラス類(コップ・窓ガラス等)	(8) 寝具類(ベット・マットレス等)	
	(4) 磁器・陶器	(9) その他	
	(5) 小型の家電製品 (ストーブ・ビデオデッキ・電気炊飯器等)		
	(6) 自転車(台)		
発生場所		搬入量	kg
搬入者住所			
搬入者氏名			
搬入車両	登録番号	積載量	kg
※ 受 付 欄		※ 確 認 欄	

備考

- 1 上記以外の廃棄物は、搬入しないこと。
- 2 廃棄物の搬入は、届出日から2週間以内に行うこと。2週間を経過した場合は、再度届出書を提出すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。